

第1章 計画の基本的な考え方と構成

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共生社会の実現をめざし、平成 6（1994）年に「和歌山市女性基本行動計画」を策定しました。社会情勢等の変化にともなう新たな課題に対応するため、平成 12（2000）年に計画を改め「和歌山市男女共生推進行動計画」を策定。さらに平成 22（2010）年に第 2 次、平成 27（2015）年に第 3 次、平成 29（2017）年に第 4 次と改定を行い、さまざまな施策の取組を進めてきました。

しかし、人々の意識やライフスタイルの多様化に伴う家庭、職場、地域社会等における様々な課題や新型コロナウイルス感染症による、雇用問題や働き方に対する新たな課題への対応が必要となっています。

令和 2（2020）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、固定的性別役割分担意識において一部の分野では解消されつつあり、施策の推進に一定の成果がみられる一方で、男女の平等意識については、依然として性別に関する偏見や固定観念などが根強く残っており、引き続き施策を推進していく必要があります。

男女共同参画社会の実現には男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することが求められています。

第 5 次和歌山市長期総合計画の分野別目標である「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」の実現に向け、これまでの取組を継承しつつ、平成 30（2018）年に制定した「和歌山市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、新たな社会環境の変化に対応した「第 5 次和歌山市男女共同参画推進行動計画」を策定します。

2 基本理念

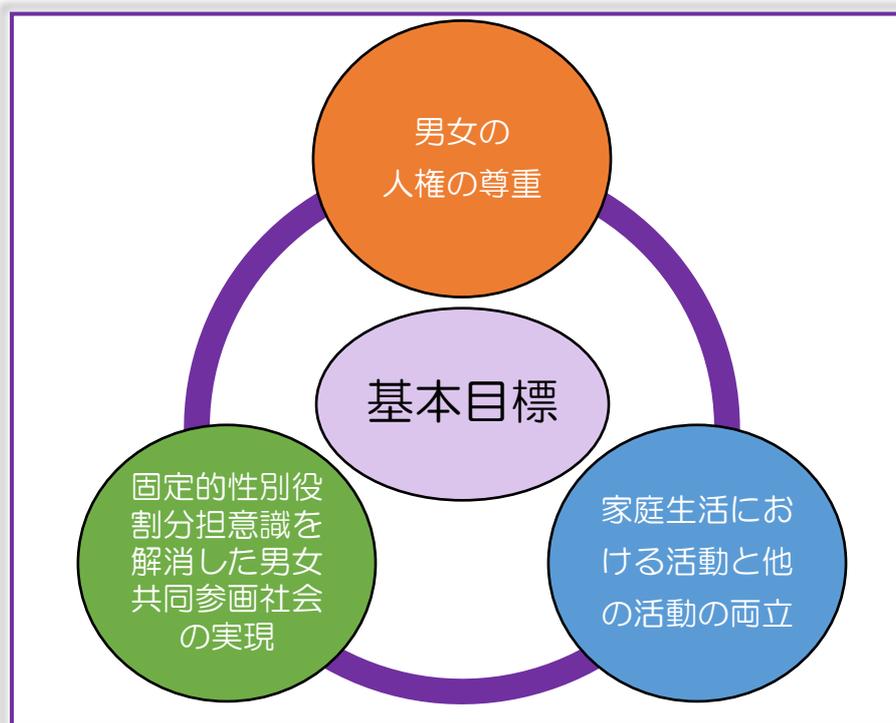
本市では、和歌山市男女共同参画推進条例に掲げている、次の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現をめざします。

基本理念

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、一人一人が個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権の尊重がなされること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動との両立ができるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、生涯にわたる男女の性別の差に応じた健康が確保されるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会での取組を十分理解して行われること。

3 基本目標

上記の基本理念に基づき、以下3つを基本目標とします。

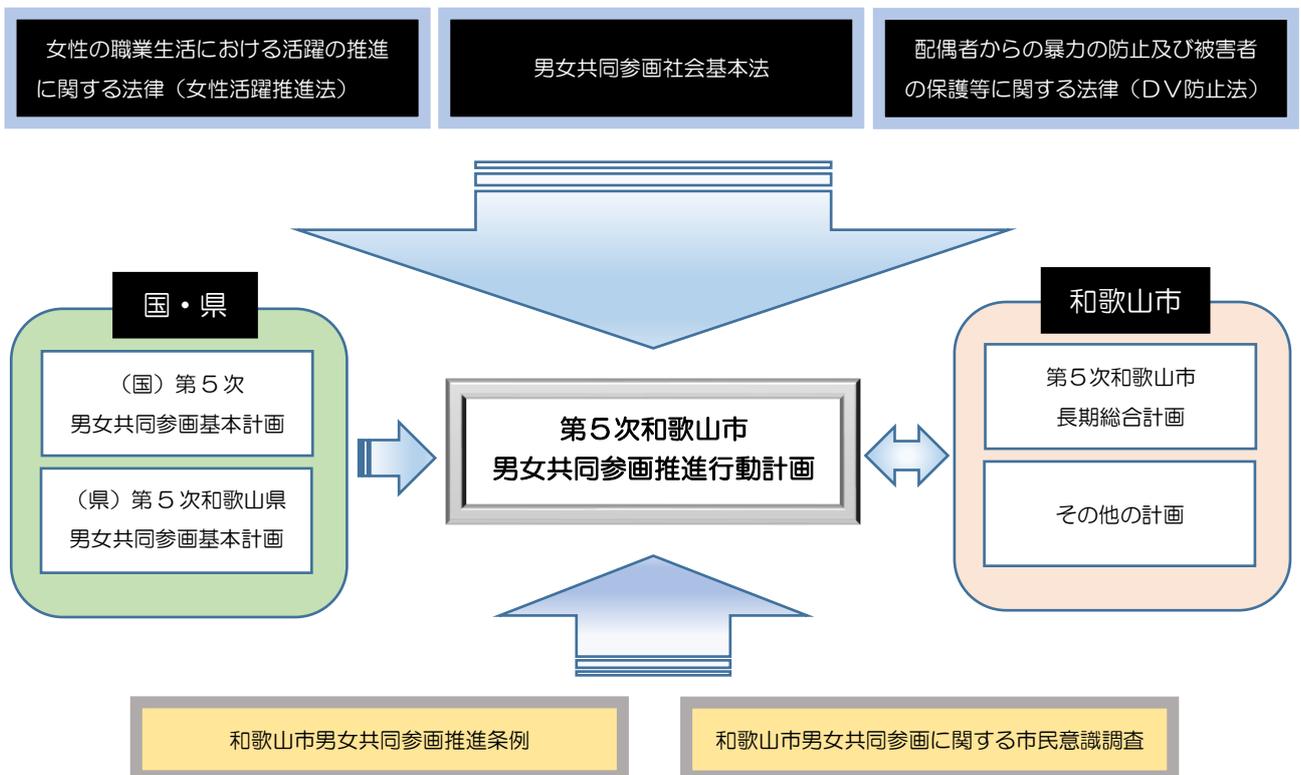


4 施策の基本的方向

- (1) 男女の人権が尊重される意識づくり
- (2) 男女共同参画によるまちづくり
- (3) 男女共同参画社会実現のための環境づくり
- (4) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

5 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「和歌山市男女共同参画推進条例」第13条第1項に定める市町村男女共同参画計画です。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める市町村基本計画です。
- (4) 国の男女共同参画基本計画及び和歌山県男女共同参画基本計画を勘案し、策定しています。
- (5) 「第5次和歌山市長期総合計画」を踏まえ、本市のその他計画との整合性を図りつつ、具体的な内容を定めた個別計画です。



6 推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けて、庁内での連携を図り、男女共同参画の視点に基づき、各施策を推進し、情報を共有できる推進体制を整備します。

(2) 国・県との連携

男女共同参画に関する様々な課題に幅広く対応していくとともに、効果的な施策展開を推進するため、国や県との情報共有や連携強化を図ります。

(3) 市民、関係団体等との連携の推進

あらゆる分野で男女共同参画についての意識の浸透を図っていくため、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者等との連携を推進します。

7 計画の構成と期間

本計画では、男女共同参画社会の実現をめざし、4つの基本的方向の下に、14の施策目標を設定し、さらに施策目標ごとに施策内容を示しています。

計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、計画の進捗状況、社会情勢などを考慮して、必要に応じて計画の見直しを行うこととし、施策の着実な取組を図ります。

平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第4次男女共生推進行動計画					第5次男女共同参画推進行動計画				
第5次和歌山市長期総合計画									

